

## 教育警務委員会会議録

I 日 時 令和6年9月5日（木）  
午前9時58分開会  
午後0時03分閉会

II 場 所 第4委員会室

### III 出席委員

委員 長	八嶋 浩久
副委員 長	谷村 一成
委 員	瀬川 侑希
”	亀山 彰
”	永森 直人
”	武田 慎一
”	火爪 弘子
”	米原 蕃

### IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	水落 仁
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	小杉 健
参事・教育企画課長	

板倉由美子

教育企画課課長（高校跡地活用・学校施設担当）

中家 立雄

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

小林 匠

教育参事・教育みらい室小中学校課長

山尾 佳充

教育みらい室 県立高校課長

土肥 恵一

教育みらい室 特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室 県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室 課長（県立高校改革推進担当）

嶋谷 克司

教育みらい室 課長（児童生徒支援担当）

富川 展行

生涯学習・文化財室 次長・課長（振興担当）

前川 秋人

生涯学習・文化財室 課長（家庭成人教育担当）・課長（青少年教育担当）

河原 千里

教職員課長 安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課 課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

公安委員長 竹内 登美子

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 石田 康久

地域部長 専徒 勝司

刑事部長 橋森 俊広

交通部長 高島 秀之

警備部長 青野 秀夫

警務部 参事官・首席監察官

井上 数也

警務部首席参事官・警務課長

渡部 高史

警務部参事・会計課長

中林 隆至

## V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

## VI 議事の経過概要

### 1 閉会中継続審査事件について

#### (1) 説明事項

広島教育長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

高木警察本部長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

#### (2) 質疑・応答

八嶋委員長 以上が9月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不信の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で9月定例会付議予定案件の説明を終わります。

#### (3) 報告事項

資料配布のみ

教育企画課

- ・旧富山県立水橋高等学校跡地の譲渡に係る仮契約の締結について

教育みらい室 県立高校改革推進課

- ・第1回地域の教育を考える意見交換会の開催結果について

生涯学習・文化財室

- ・国の登録有形文化財（建造物）の登録について

保健体育課

- ・全国高等学校総合体育大会等における本県選手の成績について

警務部

- ・令和6年度警察官採用試験の実施状況について

地域部

- ・夏山警備の実施結果について

刑事部

- ・刑法犯及び特殊詐欺等の情勢について

交通部

- ・秋の全国交通安全運動の実施について

#### (4) 質疑・応答

瀬川委員

- ・学校体育館のエアコンについて

亀山委員

- ・令和7年度の県立高校の募集定員について
- ・夏休み明けの登校状況について

永森委員

- ・県立高校再編について
- ・マイナンバーカードと運転免許証の一体化について
- ・県内外国人の交通事故防止対策について

武田委員

- ・道路の区画線や道路標示の引き直しについて

- ・ 交通死亡事故抑止に向けた県警察の取組と今後の対策について

火爪委員

- ・ 国際バカロレア認定校について
- ・ 中高一貫校について
- ・ 県立職業系高校の一括募集について

谷村委員

- ・ 学校の働き方改革について

米原委員

- ・ 富山県の治安維持に向けた決意について

**八嶋委員長** 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

**瀬川委員** 本日は、1問質問させていただきます。

体育館のエアコンについて質問したいと思います。1年前の教育警務委員会でも同じ趣旨の質問をしました。ぜひ進めてほしいと思っておりますが、再度質問させていただきます。

1年前は、富山県の体育館のエアコン設置率を振り返りました。高校は2.4%で小中学校は0.6%です。全国の数字もあるのですけれども、分かりやすいところで東京都です。東京都の設置率が一番というわけじゃないのですけれども、設置率は、高校が39.2%で小中学校が82.1%ですと申し上げました。

そのときに、夏の気温が高くなったとき富山県の小中学校や高校では、暑いので体育館での活動は制限してくださいという状況になっているとお話させていただきました。エアコン設置率と暑いから活動を制限するということを合わせると、富山県の子供たちは東京都の子供たちに比べて、体を動かしたい、部活をしたいというときに制限を受けている状況になっていますと、こういう話をさせていただき

ました。

子供たちの目いっぱい体を動かしたいという思いに、なるべく応えてあげたい。私たちが学校環境の整備をすることで、このような差が少しでも縮まるようにしたいという思いで、1年前は質問させていただきました。今回も、状況が進んでいるのかという点も含めて確認したいので、質問させていただきます。

これまで体育館のエアコンについては、全国知事会を通して要望されています。あるいは富山県議会で、教育警務委員会もそうですし、本会議、予算特別委員会でもたびたび質問が出ました。そのときに、断熱の問題や熱源の問題はあるけれども、調査研究をすとか検討を進めると御説明を頂いたところでもあります。ぜひ進めてほしいと思っているので、もう少しどういところがネックになっているのかとか、どこが課題なのかを少し踏み込んでお聞きしたいなと思っております。

体育館にエアコンを設置するためには、1体育館当たりどの程度の費用がかかる想定であるのか、お聞きしたいと思います。

また、実際に設置する場合は、いきなり設置するわけにはいかず、その前段階として調査が必要となります。それは、実際の体育館の調査もそうですし、皆さんが検討する上でのより踏み込んだ調査もそうです。全国的にも、調査予算を計上してまず実態を把握している場合が多いです。富山県は、まだその段階にもないので、設置するかどうかは、その先の議論ですけれども、まず調査のための予算を計上していただきたいと思っております。中家教育企画課課長にお聞きしたいと思います。

**中家教育企画課課長** 県立学校の体育館は、体育の授業、そして部活動での使用のほか、地震や洪水等の災害時の避難

所として指定されている場合も多いことから、夏の暑さ対策、冬の寒さ対策として空調設備を導入し、体育館の環境改善を図る必要性は高いと認識しております。

体育館への空調設備の導入に当たっては、今ほど委員からお話もありましたとおり、既存体育館の多くは断熱性能が確保されていないため、冷暖房効率が悪いといったこと、それから、災害時の停電やライフラインの遮断というものを想定した場合、熱源確保をどのように図るのかといった大きな課題があると認識しております。

体育館1棟当たりの空調設置費用につきましては、先月、他県で実施された全国照会がございましたので、それによれば、高校体育館でおおむね低いもので2,000万円台、それから高いもので1億3,000万円と、金額に大きな幅がございました。これは、主に熱源が電気かガスかによって空調機器の種類が異なること、それから、一定の条件下で適温を確保するための設備の程度の違いといったものによると推測しております。

このほか、そもそも断熱改修をどの程度まで行うかといったことが重要なポイントになろうかと、このように考えております。

本県の現状ですが、体育館への空調設備に伴う様々な課題を整理しております、見極めている段階でございます。今後は、各学校の体育館の構造、面積、老朽化の状況などを個々に踏まえまして、熱中症対策や避難所としての使用など、整備目的に最適な改修方法の選択が可能になるよう、先進事例の調査を行うなど、体育館への空調整備に向けてさらなる研究を進めてまいりたいと考えております。

**瀬川委員** 先進事例の研究は何年もたくさんやられてきたかと思えます。このままの状態が続いていいと思わないので、一気にはできませんから、一つずつやるためにも、全体じ

ゃなくてもいいので、ぜひ本格的な予算を計上してほしい  
なと思います。引き続きよろしく願いいたします。

**亀山委員** 今回、質問させていただく1問目、これは毎回質問しているような内容になってしまったのですけれども、令和7年度の県立高校の募集定員についてです。今回は、新川地区は欠員が大きく生じている県立高校があるものの、来年度の募集定員は減らなかったと。新川地区という一くくりだからだとは思いますが、これによって募集定員減となったほかの3学区の首長さんや議員の意見や問合せはなかったのかということが1点目です。これを丸田県立高校改革推進課長にお願いいたします。

**丸田県立高校改革推進課長** 令和7年度の学級編制でございますが、従来からの県立高校の募集定員の基本的な考え方でございますとか、学級編制に係るこれまでの検討の経緯も踏まえまして、募集定員の減については、学級数に極力影響がないよう、令和6年度と同様定員減で対応することとしたところでございます。

新川学区については、幾つかの高校で一定程度の欠員がございしますが、一方で、新川学区の中学校卒業予定者数が増えるという点も考慮いたしまして、募集定員は減じない対応としたところでございます。

今回、募集定員減となります学校の所在する市町村や関係者に対しまして、学級編制の方針や募集定員減の考え方など御説明してまいりました。新川学区で欠員が生じております学校の募集定員に係る御意見やお問合せというものは、その中ではお聞きしていないところでございます。

**亀山委員** 今、説明いただきましたけれども、新川学区、大きく定員割れしている高校がございします。その町の卒業生は増えるわけではないのですよ。そういう状態をどう捉えているのか。なおかつ、その町から地元の高校に進学する



生徒は、隣接する市町村から進学する生徒よりも少ない、これが現実には起きているのですよ。これをどう捉えているか、お聞きします。

**丸田県立高校改革推進課長** 今ほど申しましたとおりでございます。一定程度の欠員が生じている学校の定員をどうするか、こうしたことも検討したところでございますけれども、先ほど申しました考え方によりまして、新川学区の定員は今回減じないこととしたところでございます。

**亀山委員** そうしたら、首長さんや担当の県議の方々から、一切質問がなかった、意見がなかったということですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 今回の募集、学級編制の方針や考え方について御説明させていただきました。その中で、今、委員から御質問のありましたような新川学区における欠員が多い高校をどうするのかといった観点での御意見、御質問は、特段なかったところでございます。

**亀山委員** それぞれの学区の中で、定員減とされた高校に対しては、納得されたということでもいいのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 各学校を減じた理由、考え方、こういったものについては、丁寧に御説明させていただきまして、一定程度御理解をいただけたものと考えております。

**亀山委員** それなら、次の質問にいかせていただきます。

南砺平高校の全国募集を認めていただきまして、本当にありがとうございます。ただ、認めたことによって、逆に県内の生徒にしわ寄せが行く、受検に影響を生じているのではないかと思います。なぜかといいますと、全国枠ということで6名程度ですか、定員を確保したことによって、定員減が82名のところを、その分足されて、足されてと言ったら逆ですけども、88名の減になっているのですよ。

この辺は、その地区というか、ほかのところにもちゃん

と説明されているのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 南砺平高校の募集定員につきましては、県内の受検生徒に影響が出ないように、県内生徒分といたしまして、令和6年度と同じ30名を確保いたしました上で、別途全国募集で受検する県外生徒のための募集定員6名を外数として設定をさせていただきました。

これに伴いまして、今ほど御指摘いただきましたとおり、県内生徒の県全体の募集定員が6名減少することとなりますけれども、地域別の中学校卒業予定者数や入学志願者の推移なども十分考慮いたしまして総合的に判断したものでございまして、県内生徒の学びの場は確保され、受検への影響といったものはほぼないということを考えております。

**亀山委員** それらしき説明に聞こえますけれども、実際は、県内の生徒さんが受けられる分、82名のところを88名の定員減になった、狭き門になったということは理解しておられるのですね。

**丸田県立高校改革推進課長** そのように理解をしております。

**亀山委員** またこの点も、市長さんや県議の方々から、苦情というのは出なかったのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 今回、全国募集を実施するというのは初めての取組でございます。やはり県内生徒の募集定員が、今御指摘いただきましたように、若干6名分減少することになります。けれども、例えば各学区でも、志願者の状況という中には、若干欠員もございました。そういったことも踏まえて総合的に判断をしまして、県内生徒の学びの場は確保できると考えております。

**亀山委員** 押し問答してもどうもならない話ですから、次の質問に入ります。

夏休み明けの登校状況について、なかなか答えにくい話かもしれませぬ。夏休み明けというのは、不登校が増える

傾向にあると思います。ここで、上市高校という固有の高校名をちょっと挙げさせていただきまします。なぜかといいますと、1割程度の方々が退学、留年とかされている高校なものですから。ならば、この学校の1年生はどうなのかと。入学者数が大きく定員に届かなかった現状を踏まえての話になるのですけれども、その状態で1年生は、いや、こんな学校に、こんなはずじゃなかったとか、そういう意見が出てくるのは夏休み明けだろうなど、そういう流れがあると思うものですから、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして質問いたしました。富川教育みらい室課長にお願いいたします。

**富川教育みらい室課長** 委員御指摘のとおり、夏休み明けは、生活習慣の乱れや登校再開に伴う精神的な負担等により、新たな不登校が生じることがあると認識しております。

こうしたことから各学校では、特に夏休み明けは児童・生徒の小さな変化を見逃さないよう努めており、気になる児童・生徒については、保護者やスクールカウンセラー等とも連携し、適切な支援を行うよう努めているところでございます。

不登校の調査は、国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によるものであり、文部科学省に確認したところ、統計法により国が公表している数値以外は非公表であり、国は県全体の数値しか公表していないため、学校ごとの状況については公表できないことになっております。

また、高校の在籍者数については、年度当初に学校基本調査等で各学校から県へ報告することになっておりますが、年度途中における各校の在籍者数の把握は行っておりません。その理由として、年度途中に公表した場合、異動等があれば該当生徒が特定されるなどの個人の権利・利益を害

するおそれがあることや、学校で目標を持って頑張ろうとしている生徒や保護者が不安を感じ、学校生活に影響が及ぶことが心配されることがあります。

こうしたことから、年度途中における高校の在籍数の公表については差し控えたく、御理解いただきますようお願いいたします。

**亀山委員** 今頂きました答弁は、仕方ないなと思います。

ただ、令和7年度に受検される方にどれだけ御理解していただいて、上市高校を志望校にさせていただけるか。これが皆さんに理解されるのかどうか、親御さんがどう理解するのか。変な言い方ですけども、今年は定員が減らなくて入りやすい高校だということ、ただ行ったら、こんなはずじゃなかったということになりかねないものですから。何か方法がありましたら、また受検生、今の中学3年生の方々に指導なんかをできればお願いしたいなと思います。それに関してはどうですか。

**富川教育みらい室課長** 各校では、今言ったとおり問題行動等の諸課題がありますので、チームで対応しておられると思います。入学した生徒が安心して学校生活を送れるように努力しておられると思いますし、県としても、連携してそういう生徒を支援していきたいと思っていますところがあります。

**亀山委員** 言われんとすることは分かるのですよ。それでもやはり1割程度の方々が退学される、これが現実なものですから。その辺はどう理解しておられるのか。

私は監査委員をやらせていただいておりまして、砺波高校へ監査に行ったときは、不登校の生徒に、とにかく出てきていただけるように、卒業までこぎ着けるように努力しておりますという答弁を頂きました。そうすると、上市高校は、そういうことを怠ったのかという気がいたしますの

で、質問させていただきました。

**永森委員** 5問ありますので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

初めに、県立高校再編ということで、学区のことをまず聞いてみたいなと思っています。

先般の総合教育会議の中でも、バックキャストिंगで、令和20年頃を見据えて目指すべき姿をしっかりとつくって、そこに向けて再編をやっていくのだというお話がなされました。非常にいいことだなと思っています。やはり高校再編の話をするときは、より大きな話から方向性をしっかりと決めていく、そこから逆算的に個別の案件をやっていくということが、非常に合理的なやり方じゃないのかなと思っています。

そういう中で、富山県の場合は、4つの学区というものを設定しています。学区というのは、いわゆる一番身近な通学圏域という意味だと思うのです。一番身近な通学圏域というのは、どのぐらいの距離なのか議論があったときに、大体30分から1時間ぐらいという話を、たしか前の荻布教育長がしておられた気がしています。

これから学校の数がどんどん減っていくという中であって、どのぐらいの圏域が通学圏域として適切なのかを、まず議論すべきなんじゃないのかなと思っています。というのも、再編の議論の様々な資料の中でも、今の4学区というのは、常に前提とされていると思うのですけれども、果たして、これから先も今ある選択肢を子供たちに提供していくというときに、この4つの学区という考え方で、子供たちの選択肢を確保していけるのか、やはり懸念があるのではないのかなと思っています。

これからの再編議論の中で、この学区の在り方の整理をどう捉えておられるのか、初めに丸田県立高校改革推進課

長にお尋ねいたします。

**丸田県立高校改革推進課長** 従来、本県に設けられました4つの学区でございますけれども、教育委員会規則におきまして、普通科の通学区域として定められたものでございます。また、学級編制でも、学区内の中学校卒業予定者数を考慮して対応してまいったところでございます。

学区の在り方につきましては、令和4年度の総合教育会議でも議論がありまして、これを踏まえまして、令和6年度の入学生からの通学区域の制限を廃止いたしまして、全県一区とした一方、学級編制時の学区の取扱いについては、従来の4学区を基本として、地域の均衡ある学びの確保を踏まえ検討していくこととされております。

今年度のワークショップや意見交換会でも、県立高校の在り方などについて、地域の特色を踏まえた御意見を出し合っていたきたいということから、4つの学区ごとに開催をしてまいったところでございます。

御質問の学区に関する御意見といたしましては、学区ごとに特色ある学校を設ければよいといった御意見ですとか、ほかの学区への流出が増えているので、1つの学区だけで考えていくことは難しい、また、県全体で考えるべきなど、様々な御意見を頂いたところでございます。今、御指摘いただきましたとおり、県立高校の再編の議論を進めていくためには、学区の在り方について整理しておく必要があると考えております。

高校再編の進め方につきましては、先般の総合教育会議で、まず、将来の県立高校の目指す姿について、提供すべき教育の内容や学科構成と学校規模をどのように組み合わせ、どう配置するかなどをまず明らかにし、その次に、その5年前や10年前の形を逆算して考えていく、いわゆるバックキャストの思考法で県立高校の配置の姿を示し

た上で、各段階の高校配置を考えた場合に必要となる再編などについて検討していく流れとしております。

こうした一連の議論の中で、地域性の考え方や学区の在り方、こうしたものも検討していくことになると考えております。

**永森委員** 決めるべきことがたくさんあって、いろいろなことを同時並行で議論されているのだと思うのです。けれども、やはり先に決めていくべきことがあって、それを決めてからその次のことを決めていくほうが、いいと思うのですね。考え方として整理しやすいと思うので、ぜひともまた、そうしたことも受け止めていただきたいなと思います。

2点目です。私も何となく頭の中が整理できないものですから、こんな質問をさせていただきます。

教育というのは、まず行政委員会としての教育委員会がいろいろな方向性を決めていくことと思うのですけれども、一方で、予算とかそうしたことは、知事が権限を持っておられて、その調整・協議の場として総合教育会議があると思っています。

その上で、令和5年度は教育委員会が事務局という立場になりながら県立高校教育振興検討会議が開かれて、議論が進められてきていて、令和6年度からは総合教育会議の場に議論の場が移りましたというふうになっています。

そこで、知事や教育委員会は、総合教育会議の場で県立高校再編について、それぞれどういう立場・権限の下で議論をされているのかを、まずお聞きしたいと思います。

**丸田県立高校改革推進課長** 総合教育会議は、地域の民意を代表し、予算の編成、執行や条例案の提出権を持つ知事と教育委員会が十分に意思疎通を図り、地域の教育課題を共有して教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置するものでございまして、

主に教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策などについて協議・調整する場とされております。

今年度の総合教育会議では、県立高校の目指す姿や学科・コースの見直し、様々なタイプの学校・学科について議論を深めた上で、高校再編の検討を進めていくこととしておりますが、総合教育会議で取りまとめた内容につきましては、知事、教育委員会それぞれがその結果を尊重し、関係する事務を執行するというところでございます。

**永森委員** そうだろうと思います。その上で、県立高校を再編、つまり統合や例えば新しいタイプの学校をつくることは、誰が決めることになるのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 例えば、学科・コースの設置や廃止というものにつきましては、教育委員会の権限で決定をすることとなります。一方、富山県立高等学校等設置条例で定めている高校の名称や所在地、こうしたものの改正ということになりましたら、知事が県議会に提案をいたしまして、県議会の議決を頂くという流れになろうかと思えます。また、当然必要な予算というものについても、知事が県議会に提案をし、お諮りすることになろうかと思えます。

**永森委員** 分かりました。そうしたら、仮に統合するという事になった場合には、知事は知事で決めなきゃいけないことがあり、教育委員会は教育委員会で決めなきゃいけないことがあるのだらうと思います。

そこで、何でこんなことを言ったか。先般、私は砺波と高岡の意見交換会に参加させていただいて、その2か所はたまたま知事も出ておられる会場だったのです。そもそもあの意見交換会の主催者というのは、誰だったのかをまず教えてください。



丸田県立高校改革推進課長 意見交換会は、教育委員会が主催し、開催をいたしました。

永森委員 普通、主催者が開会の挨拶をするものじゃないかなと思ったのですけれども、知事がしておられたのです。これはどういう整理になるのですか。

丸田県立高校改革推進課長 知事に参加いただける場合には、やはり総合教育会議で知事と教育委員会と一緒に議論をしているということもございますので、冒頭の御挨拶を知事にしてもらったところでございます。

閉会の挨拶は、主催者からさせていただいたところでございます。

永森委員 分かりました。私は、やはり開会の挨拶は主催者がするもので、知事がいらっしゃってれば、知事はその後挨拶されればいいのではないのかなと思います。そこでちょっと頭がこんがらがったということです。

もう一つ、申し上げるべきかちょっと迷ったのですけれども、知事が、意見表明者に対して背中を向けた側の席に座っていたのですよね。教育長を含めた皆さんは、当然意見発表者のほうを見て座っているのですけれども、知事は後ろを向いて座っていました。私は、意見表明者に対してやはり面と向かってその方の顔を見て、何を言っておられるのかを聞く場だと思っているので、そういう意味で、知事がどういう立場で参加されているのかが、ちょっと気がかりでありました。

誰が挨拶をとというのは、実は本質ではなくて、知事があの場にどういう形で来ているのかという整理は、この後も意見交換会をされるということであれば、やはり立場を踏まえたしつらえであったり、次第であったりが大事なんじゃないかなと思ったのです。非常に細々としたことを聞いて恐縮でしたけれども、今後またよろしく願いしたいと

思います。

次に、警察本部のことでお聞かせいただきたいと思います。

初めに、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、今、準備を進められているのかもしれませんが、なかなか具体的な情報に触れる機会が少ないのかなと思っています。

免許証というのは、私たちにとって大事なものですし、身近にあるものと思っています。報道等あるいは警察庁の発表などによれば、2024年度末までに運用が開始されるとなっております。

メリットや、懸念材料としてどんなことがあり、また、県警本部において、現在どのような準備・検討が進められているのか、高島交通部長にお尋ねします。

**高島交通部長** まず、マイナンバーカードと運転免許証の一体化につきましては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者から申出があれば、運転免許証に係る情報をマイナンバーカードに記録するものでありまして、今、委員から御説明のあったとおり、本年度末から運用開始予定となっているところでございます。

また、所持の方法につきましては、本人の希望に応じ、運転免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを所持することも、また、マイナ免許証と運転免許証の両方を所持することも可能であります。自動車等を運転するときは、いずれかを携帯することが必要となるところであります。

そして、一体化によるメリットにつきましては、1つ目には、マイナ免許証のみを所持する方は、住所変更の手続についてはワンストップ化でありまして、警察への届出が必要なくなります。2つ目といたしましては、住所地外で

の迅速な運転免許証の更新、3つ目としましては、オンラインによる更新時講習を挙げるができます。

懸念事項につきましては、マイナ免許証への免許情報の誤記録でありまして、それを防止するため、申請者にマイナ免許証に記録した免許情報を書面にて手渡し、内容を確認してもらうこととしております。

現在の準備、検討状況につきましては、マイナ免許証の申請は、県内の警察施設で行うことを予定しておりまして、機器等の整備に努めているところでございます。また、申請には手数料も必要となることから、所要の対応を行うこととしております。

いずれにいたしましても、警察職員への教養と、また県民への周知をしっかりと図りまして、円滑な制度導入を図りたいと考えております。

**永森委員** マイナ免許証を作ろうと思ったら、各警察施設、例えば警察署に行ったりするイメージでいいのですか。

**高島交通部長** 今のところ、そこは検討中です。混雑が予想される場合も当然ございますので、やはり混雑の防止と円滑な流れというのをつくるために、本当に警察署だけでいいのか、他の施設がいいのかというのは、今、検討しているところでございます。

**永森委員** 警察署にさらに小さな範囲も含めて検討しておられるということですね。

**高島交通部長** 今、検討中ということで、よろしく願いいたします。

**永森委員** 次に、県内外国人の交通事故防止対策についてです。私は射水市におりまして、射水市が特にそうなのか、私の近所がそうなのか、ちょっと分からないのですが、外国の方が運転しておられる姿をよく見るようになったなど、実は最近感じています。そういう方々は、どうい

う資格で運転していて、また、実際どのぐらいの方が免許という資格を有して運転しているのかが気になってくるのです。そのあたりの推移も含めてお願いいたします。

**高島交通部長** 外国人が日本国内で自動車を運転することができる資格、いわゆる運転免許証については、3種類があるということになります。

1つ目は、日本の運転免許証、2つ目は、道路交通に関する条約、いわゆるジュネーブ条約ですが、締結国が発給し、同条約に定める様式に合致した国際運転免許証、そして3つ目は、日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国または地域が発行する、いわゆる外国の運転免許証ということで、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の運転免許証になります。

また、県内における外国人が保有している日本の運転免許証の保有者数につきましては、過去5年の推移を見ますと、まず令和元年は7,399人、令和2年は7,600人、令和3年は7,868人、令和4年は8,248人、令和5年は8,773人、令和6年8月末現在は9,257人であり、年々増加しているという状況でございます。

また、当該保有者数のうち、本年8月末現在でございますけれども、国籍別で申し上げますと、多い順に、中国が2,729人、ブラジルが1,662人、フィリピンが1,111人、韓国が585人、ロシアが563人の状況でありまして、近年ではベトナム人の保有者数が増加しているといった状況にあるところでございます。

**永森委員** 免許所有者がみんな運転しているわけではないと思いますけれども、今おっしゃった数字は、国際免許証で運転している人は含んでいないということだと思います。私が見かける方も、今お聞きした国の方じゃないような方々も結構いらっしゃるような気もしています。そういう

意味で、もっとたくさんの方が運転していらっしゃるのかなという感覚を持ちました。

その上で、今、特定技能のほうでも対象分野に自動車運送業が入ってきたということもあり、外国人の方がいろいろな形で車を運転する機会はどんどん増えていくと予測されるのかなと思っています。

そういう意味で、現在外国人が関係するような交通事故の発生状況や、また、日本の交通ルールなどの周知というようなことについて、県警として何か行っていることがあれば教えて頂きたいと思います。

**高島交通部長** 県内における外国人が当事者となる交通事故発生状況につきましては、過去5年の推移を見ますと、人身事故件数は年平均約60件、死者数については1名でありまして、これは令和3年に1人の方が亡くなられたということでございますが、負傷者数は年平均約33人で、県内事故全体の約3%を占めています。

また、本年8月末現在では、外国人が当事者となる人身事故件数は50件、負傷者数は24人で、全体の約4.4%ということで、増加傾向にあるといった状況でございます。

県警察では、技能実習生受入れ企業や、来日外国人に対する研修会等に出向きまして、英語や中国語、ポルトガル語等、7か国語に対応した防犯や交通のルールについて記載いたしました外国人のための生活安全パンフレット等を活用しまして、安全教育を行っているところでございます。

また、日本の運転免許を取得している外国人や外国から日本免許に切り替えた外国人等に対しましては、運転免許の取得時や、あるいは更新時講習などの機会を利用いたしまして、必要な安全教育を実施しているところでございます。

県警察といたしましては、国際化の進展に伴う県内にお

ける外国人ドライバーと外国人が当事者になる事故の増加を踏まえまして、交通事故の抑止に向け、引き続き関係機関・団体と連携を図り、交通安全教育を推進してまいりたいと考えております。

**永森委員** 多文化共生ということもございますので、非常に重要なことだと思っております。引き続きの御尽力をお願いして、質問は終わりたいと思います。

**武田委員** 私からは、道路の区画線や道路標示の引き直しについて、やはり予算を確保することが大切なのではないかということ、質問させていただきたいと思っております。

この区画線や横断歩道等の道路標示について、時間経過に伴う摩耗や剝脱によって交通事故の危険性は高まると私は思っております。夜間等にこの白線が、薄いからなかなか見えない、消えているので分からないということがよくあって、多分これが交通事故の原因になっているのではないかなと思っております。もし分かれば、やはりこれが原因だということ、答弁の中で教えていただきたいわけでありまして。

最近、車線維持支援システムの搭載車両が普及して、皆さんもお持ちかと思っております。これらの区画線や道路標示等について、交通安全対策に占める重要性が非常に高まっていると私は考えております。

そのような中で、県や市町村等の道路管理者、県であれば土木部、また県警察においても、春に道路標示等を塗り直すことが多いと認識しております。日照時間の少ない冬には、道路標示が摩耗や剝脱した道路の危険性は、さらに高まると予想されるわけでありまして。季節に関わらず対応が求められていることでありまして、やはり日が暮れるのが早くなると、白線があれば分かりやすいなと思うのであります。

そこで、区画線や道路標示の引き直しについて、予算確保に努めていく必要がある、また、早急に手当てが必要な道路については、適宜手当てをしていく必要があると私は考えておりますが、県警としてどう対応していかれるのか、高島交通部長にお尋ねいたします。

**高島交通部長** 警察が管理する区画線、横断歩道、停止線及びはみ出し・追越し禁止の黄色実線等の道路標示につきましても、道路上の危険防止や交通の安全、円滑の確保の目的で設置しており、その維持管理は重要と認識しております。

委員御指摘のとおり、車線維持支援システム搭載車両の普及が進んでいることもございまして、区画線や道路標示を適正に維持管理することが重要であると思っております。県警察では、これまでも冬期間の除雪等により摩耗や剝離した箇所等を中心に、早期の塗り替えに努めてはいるところでございます。

具体的には、ゼロ県債を活用し、早期の発注に努めているほか、警察官の街頭活動や地域住民からの情報提供等を基に、標示の薄くなった箇所などを把握した上で、事故の危険性等を踏まえながら計画的に対応しているところではあります。今後は、早急に手当てが必要な箇所につきましても、適宜の対応について検討してまいりたいと考えております。

県警察としましては、引き続き県土木をはじめとした道路管理者との連携を図りながら、安全・安心な道路環境の確保に努めていくとともに、財政当局とも協議の上、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**武田委員** 交通部長、力強いお言葉ありがとうございました。土木部と連携をしながら、というのが一番いい答弁だったかなと思います。

これは、先日、自民党議員会として米原委員と、永森委員は政調会長として、瀬川委員は政調副会長として、一緒になって、知事に対して要望をさせていただいた項目なのです。これまでは土木部に対しての要望でしたが、ちょうど10年ぐらい前から、白線の引き直しのようなことが、住民から言われるようになってまいりました。

先週の知事の回答は、県単の予算しかないもので、優先順位をつけて、今ほど部長がおっしゃったように適宜やっていくというものでした。その時期はどうなのかというと、除雪、冬期間が終わった後によく削れているので、春先にやっていくのが一番いいのだろうということでありました。

先ほど私からも述べておりますように、白線は必要なものだと、今、部長にもおっしゃっていただいた。ただ、この予算確保をどうしていくかなのです。県単しかないということなので、一気にできない、延長すると何キロぐらいになるのですかね、順番を待っている警察署管内があると思っております。そういった面において、やはり制度を変えていかなきゃいけないのではないかなと思っております。

県単しかないのであれば、例えば国土交通省なりに国庫負担を求める、そんなこともやはり必要だと思っております。高木警察本部長は、国土交通省御出身でございますので、そういったことも、これから考えてやってほしいのです。もう一度予算確保について、強い意気込みを述べていただければと思います。

**高島交通部長** 今、委員から御説明あるいは御指摘があったとおりでございまして、まさに県だけではなくて、国道も、状況によっては市町村道路も当然あるわけなので、やはり関係機関としっかりと連携を図って、必要な予算を確保していきたいと考えております。

**武田委員** 部長、ありがとうございます。



実を言いますと、舗装のやり替えもそうです。なかなか県単でしかできませんということで、順番を待っている市町村があるわけです。利賀村へ行きますと、笑い話じゃないけれども、なかなか舗装ができない、やり替えができなくて穴だらけの道路になっています。今度、標識まで立てるようになりました。穴が空いているのでゆっくり安全に走ってくださいと。全く逆じゃないかなと思います。こういったことがないように、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

次に、交通死亡事故抑制に向けた交通取締り等の成果についてですが、取締りの強化が8月20日に、死亡事故が多くなってきたというようなことで始められたものだと私は認識しております。

ちょうど40年前でした。私の同級生が一度に3名も亡くなった痛ましい事故がありました。その頃ですと、年間に富山県内では百名以上の死亡事故があったと私は記憶しております。昨今の死亡事故について、教えていただきたい。また、この8月20日に交通死亡事故多発注意報が発令されて、交通取締り啓発活動を強化されたということではありますが、年内の死亡事故をこれ以上発生させないための取組が求められている中、この8月20日からの取組の成果について、また県警として死亡事故抑制対策についてどうお考えなのか、高島交通部長にお伺いいたします。

**高島交通部長** 本年8月末現在、県内の交通事故発生状況につきましても、人身事故件数が1,140件、前年比マイナス34件であります。死者数は15人、前年比マイナス7人です。負傷者数は1,311人、前年比プラス8人ということで、人身事故件数と死者数は前年よりも減少しているといった状況にあります。

しかしながら、8月には4件の死亡事故が発生し、5名

の方が亡くなられたところでございます。

その内容につきましては、車両単独の路外逸脱事故と車両対歩行者の事故がそれぞれ2件発生し、また、第一当事者の違反別では速度超過、歩行者妨害、前方不注意等によるものであり、死者の年齢層では、4名が高齢者という状況であったところでございます。

これらを受けまして、8月20日、県下全域に交通死亡事故多発注意報、これを発令いたしまして、ドライバーに対しては速度超過や歩行者妨害等の交通指導取締りを強化いたしましたし、歩行者に対しては横断歩道の利用や反射材用品の着用促進、これを呼びかけるなど、交通事故抑止対策を講じたところでございます。

9月以降でございますけれども、夕暮れが一層早くなり、交通事故の増加が懸念される時期でもございまして、死亡事故を発生させないためにも、9月21日から展開されます秋の全国交通安全運動では、1点目は反射材用品の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止、2点目は夕暮れ以降の早めのライト点灯やハイビームの活用推進と飲酒運転等の根絶、3点目は自転車、特定小型原動機付自転車利用時のヘルメットの着用と交通ルールの徹底を重点として取り組むことといたしております。

県警察といたしましては、年末に向け、引き続き交通事故情勢を踏まえた交通指導取締りと広報啓発活動を推進していきますとともに、県民の御理解と御協力を得ながら、関係機関・団体と密接に連携した交通事故抑止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**武田委員** るる答弁を頂いてありがとうございます。それこそ大切な命であります。やはりこの白線が薄くなっている見にくかったという原因もあるかもしれないと思うところでございます。

あわせて、この啓発強化をあと4か月ずっとやるつもりで、お願いできればと思ひまして、以下、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**火爪委員** 今日、県立高校の再編・検討に関わって3問質問させていただきたいと思ひます。

まず、国際バカロレア認定校ですけれども、新田知事の4年前の公約でありました。私は、やめればいいのにとずっと思ひてまいりました。

7月にこの教育警務委員会で2つの認定校の視察を行つてまいりました。今日は、それに基づいて質問をするという形にさせていただきたいと思ひます。広島県立広島叡智学園と大阪府立水都国際中学校・水都国際高校であります。

広島県でもお話を伺つたわけですけれども、開設に約5年間、何年も検討の期間がありまして、当事者の御説明では10年間という表現をされていましたが、公式記録では約5年間ということになるのだらうと思ひます。長い間の準備期間が必要だと。開設の4年前からは、まとまった人数の教員を海外研修に派遣し、準備をしてきたと。そんな先生をまとめて送るゆとりが富山県にあるのかなと思つたわけでありました。開設後ですけれども、とりわけ教員の異動のある公立学校で、ここは特に中高一貫校でもあつたわけですが、教員確保の難しさについて、お話を伺つたわけでありました。

大阪府ですが、さすがにY M C Aに管理委託すれば、大分便宜が図れるのではないかと想像してきたのですが、なかなかそうではありませんでした。大阪市は国際競争力強化特区として指定をされていまして、指定管理者をして公立学校を運営するという、全くまれな形態を取つていたわけですけれども、水都国際中学・高校の場合も、教員確保にはかなり苦戦をしていまして。今年度も一定数の教員が

確保できていないという説明だったかと思っています。

これまでも教員確保のハードルの高さというのは、指摘されてきたわけであります。視察は一緒に教育みらい室の丸田県立高校改革推進課長に行っていたわけであり、これら教員確保のハードルの高さをどう認識して帰ってこられたのか。今日の答弁は、嶋谷教育みらい室課長にさせていただくということです。教育みらい室に答弁を求めます。

**嶋谷教育みらい室課長** 今ほど委員のほうからもお話がありました国際バカロレアにつきましても、令和5年度の県立高校教育振興検討会議の取りまとめの提言におきましても、まず、メリットとしては、グローバルな視点を持って多様な人々と協働し、課題の発見・問題解決をしていく機会となることと、あるいは国内外への進路の多様化、そういったことに道を開くといった指摘がされています。

一方で、課題としましては、教師と生徒、双方に高い外国語能力が求められること、かなりレポート等々でしぼられるというようなことも聞いておりますけれども、高度な指導ができる教員の確保が難しいこと、それから、今ほどお話もありましたが、開設までの準備期間、あるいはカリキュラムの開発、そういったことにも相当の時間がかかる、こういった指摘がされております。

また、これまでの他県の状況調査、それから7月に行かれた教育警務委員会の県外視察でもお話があったように、けれども、各認定校においては、外国人講師の確保、複数の資格を持った教員の確保、それから継続的な研修、そういったものに取り組まれる中で、その中でも特に外国人の講師を確保することが本当に難しいと聞いております。一部認定校同士で、外国人の講師を競合しているとも聞いております。

また、国際バカロレアの認定校になるためには、実際に

授業を担当する教員が複数年をかけて研修に参加すること、それから他県認定校の視察をすること、校内研修などを行う必要があることから、教員の確保については大変大きな課題であると受け止めております。

県教育委員会では、これまで国際バカロレア機構が主催する研修に教員を若干名ではございますが派遣してございまして、研修内容の把握ですとか教育プログラムの研究を進めてきているところでございます。

今後とも様々な課題があるということは承知の上ですが、そういった実態、あるいは諸課題の把握に努めながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**火爪委員** お金もかなりかかりそうだと。高知の地元の新聞で、高知では、準備段階から年間五百万円から一千万円かかったということが紹介されていたわけですね。視察に行ってみて、やはり実際にそうなのだなと思いました。国際バカロレア機構が定める施設基準というのがあると。今お話があったように、施設基準や研修基準がかなり高いハードルがあると。施設基準で言えば、どうしてなのかよく分からないのですが、理科教室の安全基準についてかなり高いものが求められていました。実際に見させていただきました。それから図書室の基準なんかについても、生徒一人一人に対してこういうものを備えなければいけないという説明があって、見させていただきました。

それから建設準備費ですが、広島叡智学園は、離れたところに準新設で約69億円、一緒に回っていただいた先生は、実際はもっともっとかかっていますよと言っておられました。それから、水都国際中学・高校の場合は統合した、これまでの校舎を使ったのだから、まあまあと思っていたのですが、体育館の新設整備も必要だったということで、既存施設を使った整備であっても、結局61億円かかったとい

う説明でした。

それから、毎年の運営費措置ですね。これも初めて分かったのですけれども、大阪府の教育委員会での説明では、普通科の生徒1人あたりは大体六十万円を年間措置するという基準になっていると。それでIB校については、公式に文書で定義はしていないけれども、試算してみると1人あたり大体百万円は措置する必要があるということでした。

この必要経費について、他県のIB認定校の実情も含めてどう認識しているのか確認をしておきたいと思います。

**嶋谷教育みらい室課長** 今ほど委員から御紹介もございましたけれども、IBを設置、認定校となるためには、必要な設置基準というものがございます。

国際バカロレア認定校の施設設備についてですけれども、これまでの視察先の調査では、施設設備というところに限っていますけれども、最小限の増改築のみで一千万円余りというところも、専用棟の建設に五億円余りを要したのもございました。それから、御紹介いただきましたけれども、新校舎の建設に六十億円を超える額を要したなど、様々な例があると承知しております。

また、運営面では、外国人講師、それから有資格教員の人件費、研修参加費のほか、認定を受けるためにおよそ百六十万円、認定後の年会費として約百八十万円を要するなど、国際バカロレア認定校については、通常の学校よりも多くの予算措置が継続的に必要になるものと認識しております。

今年度実施したワークショップあるいは意見交換会では、国際バカロレアに関しては、積極的な意見としては、グローバル人材の育成は重要であるということ、あるいはIB資格取得のハードルは高いが、双方向・協働型の学びのスタイルは非常に重要である、こういった御意見がある一方

で、ニーズがあるのかといった御意見、それから人的・資金的にリソースが限られている中で、県がお金を使って県外や海外に出ていってしまう人材を育てるべきなのか、こういった声も聞かれております。

こうした御意見等を踏まえまして、導入に当たっての諸課題について、今後検討していく必要があると考えております。

国際化が進展する中、子供たちがこれまで以上にグローバルな視点を持つことは大切、重要であると考えております。国際バカロレア認定校の導入も含めまして、グローバル教育を推進するための方策について、引き続き総合教育会議等で議論を深めてまいりたいと考えております。

**火爪委員** 今日には質問しませんが、私が視察をしていて気になったのは、生徒たちの一部に集中していない子供たちが一定程度いるということです。違うことをしている。

事前に紹介した高知の例で言えば、初年度の入学生が265人、そのうち国際基準に合致する大学入学資格を得た生徒は結局16人、現在の3年生では11人、この11人を育てるために、これだけの負担をほかの高校生たちの予算を削って、この少数エリートのために教育費と労力を投入するのかと。私は、県立高校の役割は違うのではないかと強く感じておりますので、また引き続き議論をしていきたいと思っております。

続いて、中高一貫校について、1問だけ伺っておきたいと思えます。

8月30日の総合教育会議で、知事が、県立の中高一貫校の設置について発言をされたと報道がありました。今や公立で中高一貫校を持っていないのは、鳥取県と富山県のみということですが、私は、県教育委員会のこれまでの賢明な判断に敬意を表したいと思っております。

中高一貫校のメリットについては、6年間の勉強を5年間でできるとか、いろいろ言われているわけではありますが、改めて中高一貫校のメリットがどこにあると考えているのか伺っておきたいと思います。

私はやめたほうが良いと思っています。最大の問題は、高校受検が中学受験まで降りてくるということであります。我が家の娘が小学校の高学年のときに、私立の中高一貫校が初めてできました。一緒に勉強して学童保育に通っていたお友達が、そこに進学をするということが広がりました。少数のよくできるお子さんですけれども、やはりざわつくわけですよ。

要するに、次から次へと、一部の選択された成績のいい子が、今までだって進学校があったのに、さらに特殊の学校に行く。そういうことが子供たちにとってどういう影響があるのかと思いながら子育てをしてきたわけであります。最大の問題は、受験が小学校にまで降りてくることによって、競争教育に拍車がかかることだと私は思っています。

知事が子どもの権利条例を制定する検討に入るということで、大変歓迎をしているわけであります。では、本当に国連子どもの権利条約の神髄を理解されているのかと。私は大変疑問に思っています。形だけではない、本当に子どもの権利条約に沿った条例ができることを心から願っています。

子どもの権利条約に照らして、日本の過度な競争教育が日本の子供たちの心と体をむしばんでいるという権利委員会からの繰り返しの指摘があることを、皆さん御存じでしょうか。子供を傷つけている過度な、一定の競争は必要かと思いますが、過度な競争教育を是正していくことが、これからの教育には求められているのではないかなと思っています。



私は、県立高校の普通科が地元にちゃんとあって、希望する生徒は全てその身近な県立高校に通える、それを充実させることが最大の魅力向上だと思っている立場であります。その上で、希望する子は職業系高校にも行けるし、私学も選択できると。特殊な学校は私立やほかのところに任せて、今、一番欠けているのは、県立高校のゆとりであり、県立高校の授業の充実であり、県立高校の魅力化ではないかと思っています。

論点は多岐にわたるのですが、質問は、受験が小学校6年生まで降りてくることの弊害についてどう認識しているのか、これは丸田課長に伺います。

**丸田県立高校改革推進課長** 中高一貫校でございますが、前回の令和2年度の高校再編などでも検討しております。また、令和5年度の県立高校教育振興検討会議でまとめられた提言のほうでは、生徒の選択肢を広げることや社会を変革するリーダーの育成といった設置に積極的な御意見や、また、市町村立中学校の学級編制への影響などの慎重な意見が併記されまして、市町村教育委員会を含めた関係機関と協議しながら、引き続き検討する必要があるとされております。

この提言を踏まえましたこれまでのワークショップや意見交換会でも、積極、慎重、双方の御意見を頂いてきたところでございます。

御質問の一つの中高一貫校のメリットでございますけれども、高校入試の影響を受けずに6年間の計画的・継続的な教育指導が展開できまして、一貫した効果的な教育が可能ということ、また、中学校1年生から高校3年生までの異なる年齢集団による活動を行うことで、より社会性や豊かな人間性を育成できるといったことが挙げられると考えております。

また、受験の低年齢化の御質問ですが、文部科学省では、公立の中高一貫校が受験競争の低年齢化を生じさせないようになどの観点から、学校教育法施行規則によりまして、入学者の決定に当たって学力検査は行わないとされておりますので、多くの公立中学校では、面接ですとか思考力を問うような適性検査という形で実施をされております。

今年度総合教育会議では、様々なタイプの学校の一つとして中高一貫校についても議論を重ねてきておりまして、引き続き県外の先進的な事例の把握にも努めまして、市町村教育委員会など関係機関の御意見もお聞きしながら、丁寧に検討を進めたいと考えております。

**火爪委員** 筆記試験はないかもしれないけれども、当然面接と内申があるわけで、成績のいい子、だから狭い枠を子供たちで競争するということになるわけですよ。

リーダーとか成績、点数の高い子というのは、普通教育において、みんなの中でだって当然育つわけで、最初から分けてしまうというか、区分をしてしまうことで、本当に学力が上がるか、リーダーが育つかは考えもんだと思います。

例えを挙げるまでもなく、フィンランドやそういうテストがない、点数がない国の子供たちの学力は、世界の中でもトップクラスですよ。だから、もっと広い視点で教育を考えていただきたいと思います。

最後です。県立職業系高校の一括募集についても取り上げておきたいと思っております。

先月の総合教育会議でこれも議論があって、これは一括募集を了承したという報道になっております。当面、砺波工業高校、魚津工業高校などで、1年生の入学のときは工業科一括で受け入れて、1年の後半で3つのコースに分けるという考え方のようであります。

報道によれば、砺波工業高校では建設系学科、機械工学系、電気・情報系に分けるわけですね。今は、入学試験の時点で希望を取ってなんですが、入学時に一括で取って1年の後半で希望によって分けると。うまくいくのかなと思います。大体建設系と機械系と電気・情報系って全く違いますよね。共通科目は勉強されるのだろうと思うのですが、希望しないところに回される生徒というのは、絶対出ないのでしょうか。

**丸田県立高校改革推進課長** 今ほど御紹介もいただきました職業系高校における一括募集でございますが、進学後に基礎科目を学びながら、自分の適性などについて考える時間があるということで、コースを選択した後やその先の就職した後のミスマッチを防げるといったメリットがあると考えております。

御質問のような、選択したものが選べるのかというところにつきましても、定員の枠の中にこういった希望が出てくるかは、様々な状況が出てくる可能性がございますけれども、他県での対応の例なども勉強しながら、そこはうまくいくような取組を考える必要があると考えております。

**火爪委員** 他県ではどうやってうまくやっているのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 必ずしもこれということではないと思いますが、例えば各学科の定員に対しまして生徒の希望が偏った場合、その希望する生徒と面談を繰り返しているということはお聞きしております。

また、その生徒の興味とか、将来の目標というものを十分聞きながら必要な助言を行いまして、生徒が適性に合った学科に意欲を持って進めるように、意見を聞いて、調整といいますか、希望に添えるように取組を行っているというようなことは、お聞きしているところでございます。

**火爪委員** 結局、我慢させるとか考えを変えさせるというこ

とだと思うのですが、例えば建設系が少なく、電気・情報系が多かった場合、建設系を1クラス、機械工学系を1クラス、電気・情報系を2クラスに、希望する生徒に応じて増やすという選択肢にすると先生を増やさなければいけませんけれども、そういうのも考えているのでしょうか。

**丸田県立高校改革推進課長** やはり学科として設けるには、先生の確保や必要な設備、またカリキュラムの準備といったものが必要でございますので、希望を聞いた後、そこを柔軟に対応するというのは、なかなか難しいところがあると考えております。

**火爪委員** それが難しいのであるならば、私は慌てて導入すべきではないと思っています。ミスマッチを防げるというのは、結局よく分からない理由なので、慌てて導入しないように要望しておきたいと思います。

**谷村委員** それでは、私から学校の働き方改革について質問させていただきます。

学校の働き方改革が本格化しまして、5年がたっていると理解しております。本県におきましても、教員の意識改革、業務の見直し、外部人材の活用、部活動の見直し等、様々な取組によって多忙化解消を進められており、一定の効果が出ていることは理解しております。

一方で、時間外勤務時間は僅かな改善にとどまっているところもあるということで、2月定例会の教育警務委員会の火爪委員の質問に対して、そう答弁しておられたかと思えます。

そういう中で、令和5年度末時点での時間外勤務の改善状況はどうなのかお聞きしたいと思います。

**安川教職員課長** 県教育委員会や市町村教育委員会では、教員の勤務実態を把握いたしますとともに、意識改革や業務の見直しにつなげますため、出退勤時間の把握を行ってお

ります。

令和5年度の教員1人当たりの時間外勤務時間は、月平均で小学校37.4時間、中学校46.8時間、高等学校40.4時間、特別支援学校26.2時間でした。これを、例えばコロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと、全ての校種におきまして減少し、特に小中学校におきましては、20%以上の減ということになっております。

これは、先ほど委員に御指摘いただきましたとおり、長時間勤務の教員に対します管理職面談の実施などによる意識改革、それから小学校における専科教員の配置、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の活用、中学校の部活動の地域移行などの取組につきまして、一定の効果が出てきたものと考えております。

さらに、今年度におきましては、教頭の負担軽減を図るための教頭マネジメント支援員の配置、若手ワーキンググループによる現場目線での業務改善の取組の継続、県立学校へのデジタル採点ソフトの試験導入、県立学校と教育委員会事務局間での各種申請や承認手続のデジタル化のさらなる促進などを図ることとしております。

今後とも市町村教育委員会との連携はもとより、保護者や地域の皆様方の御理解もいただきながら、学校現場における教員の働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

**谷村委員** 数字を教えてくださいまして、小中学校では特に改善が進んでいると、また様々な取組についても御答弁いただきました。

ちょっと確認ですが、小中学校をそれぞれ比較すると、中学校には部活動というのがあります。そういう意味で、小学校であれば特にこれが改善に効果があったとか、中学校ではこれが特に効果があったとか、そういうことがもし

あれば教えていただければ。

**安川教職員課長** 小学校で申し上げますと、令和5年度と令和元年度を比較いたしますと12.0時間の減、減少率にしまして24.3%、それから中学校につきましては18.5時間の減、これは減少率で申し上げますと28.3%となっております。

いずれも20%以上の減ということになっておりますが、中学校のほうで減少率が大きいということになっておりますのは、先ほども申し上げましたような部活動指導員の外部人材の活用ですとか、部活動の地域移行などの取組も中学校にはあるということがあろうかと考えております。

**谷村委員** 中学校では、今、部活動の地域移行、そういったところが非常に寄与しているという御答弁をいただきました。

中学校の部活動につきましては、また後ほどちょっと質問させていただきたいと思っておりますので、次に移りたいと思います。

つい先日、中央教育審議会が教員の処遇改善や長時間労働解消を目的とした働き方改革を柱としました公立学校の教員確保に向けた総合的な方策を答申されました。それを受けた形で、文部科学省の教員の働き方改革の推進に向けての考え方が報道もされていきました。その中には、現在小学校5、6年で実施しております教科担任制は3、4年へ拡大ということも言われていきました。

私も教科担任制の推進は大変重要であると考えているところであります。本県におきましても、令和4年度から教科担任制推進教員を配置しておられると思います。ただ、十分な教科担任制にはなっていないと感じている部分もございます。

小学校中学年なども加えました拡充について、見解をお伺いしたいと思っております。

**安川教職員課長** 県教育委員会では、これまで英語の教科化や理科などの学習内容の高度化に対応しますとともに、教員の持ち授業の時間数を削減いたしますため、小学校3年生以上を対象に、国の加配だけでなく、県単独の非常勤講師を加え、理科、音楽、体育、英語などの専科教員を配置してまいりました。

また、委員から御紹介もありましたが、令和4年度からは、中学校との円滑な接続や専門性を持つ教員によるきめ細やかな指導の充実を図りますため、小学校5、6年生を対象に、国の加配を活用した教科担任制推進教員を配置してきております。

令和6年度におきましては、この教科担任制推進教員の配置を拡充するほか、先ほどの県単独の小学校専科教員と少人数教育推進講師を統合しました学力向上推進教員を新たに配置いたしまして、全ての小学校におきまして、専科指導の充実と教員の持ち時間数の削減ができるように取り組んでいるところでございます。

小学校中学年への教科担任制の拡充につきましては、御紹介もありましたが、先日示されました令和7年度文部科学省の概算要求において盛り込まれております。県教育委員会といたしましては、今後の国の予算や定数措置の動向を注視いたしますとともに、引き続き学びの質の向上と教員の持ち授業数の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

**谷村委員** いま一度確認ですが、全小学校に専科教員が配置されているということによろしいですか。

**安川教職員課長** はい、全ての小学校に専科教員あるいは教科担任制推進教員が配置されているということでございます。

**谷村委員** 大規模校と小規模校に何か違いとかありますか。

例えば、専属で1人の教員が学校に配属されているということ  
ことで理解してよろしいですか。

**安川教職員課長** 学校規模によりましては、各学校に1人という  
ことではなくて、複数の学校を兼務していることがござ  
います。

**谷村委員** 学校に1人というか専属でおられる場合と、兼務  
で対応しておられる場合というのは、教員の多忙化解消に  
とって、少し違いが生じるような気がしてならないのです。  
兼務ということは、ある時間帯だけその学校に行って対応  
しているということだと思いますので、常時いる場合とそ  
うじゃない場合と少し違うと感じます。全学校に配置した  
からオーケーという気はしないのですけれども、その点ち  
よっと教えていただければと思います。

**安川教職員課長** 今回、先ほど御紹介いたしました小学校の  
専科教員と少人数推教育進講師を統合した学力向上推進教  
員といいますのは、これまで専科指導だけをやっていた教  
員、あるいは少人数教育、少人数指導だけをやっていた教  
員というのを統合しまして、どちらもできるような非常勤  
講師ということにさせていただいているということで、こ  
れのメリットとしましては、学校の実情に応じて、専科が  
必要なのか、あるいは少人数指導が必要なのかというこ  
とを、各学校の実情に応じて柔軟に配置できるということに  
なっております。確かに学校規模に応じて専任か兼務かとい  
うことはございますけれども、学校の実情に応じた柔軟  
な活用の仕方を考えていただけるという意味では、非常勤  
講師の活用としましては、改善したのではないかと考えて  
おります。

**谷村委員** まだまだ現場では、兼務ではなくて、専属でそう  
いう教員がいたほうが良いという声もたびたび聞かれます。  
できるだけ改善いただければありがたいのかなと思ってい



ます。

それでは、3つ目の質問にいけます。部活動の地域移行について質問させていただきます。

時間外勤務の改善に向けた取組の一つだと考えておりますが、現在は、休日の部活動の段階的な地域移行が進められているということで、理解はしているところでございます。

国が令和5年から7年度の3年間で改革推進期間として支援することを踏まえて、環境整備を重点的に検討して、もう実施していると理解しておりますが、進捗の状況及び課題認識、また、県として今後どのように関わっていくのかと同時に、今後の平日部活動の在り方というのにも検討すべきだと思っておりますが、見解を五島保健体育課長にお伺いいたします。

**五島保健体育課長** 本県では中学校部活動の主に休日における地域移行につきまして、国の委託事業を活用し、今年度は12の市町で実証事業を実施しているところでございます。この取組により、地域や部活動によっては指導者の確保、指導者・活動場所に要する費用負担といった課題が、これまで明らかになってきております。

県教育委員会では、指導者の確保について、人材検索紹介システムである「パスネットとやま」の活用ほか、指導者の派遣や運営支援に協力いただける部活動応援企業を募集するなど、市町村の取組を支援する体制を整えてきているところであります。

また、関係団体や有識者などからなる地域部活動検討委員会において、これらの課題の検討を進めております。

こうした取組を通して、地域の実情に応じて地域移行を進めることが基本であると考えておりますが、学校数、部員数、活動状況、学校の地理的条件など、各市町村を取り

巻く環境が異なりますことから、その取組状況も様々であります。

今後も引き続き参考となる他都道府県の事例を市町村へ提供し、また、先ほど申し上げた地域部活動検討委員会で検討を進めるなど、休日部活動の円滑な地域移行に向け、取り組んでまいります。

それから、平日の部活動につきましては、朝日町、上市町におきまして、地域移行に取り組んでおられるところがあります。これを参考とするなど、市町村が平日部活動の地域移行について検討できるよう、情報提供などに努めてまいります。

**谷村委員** うまく進んでいるところ、進んでいないところがあると思うのですが、課題がよく分からなかったのです。こういう課題があって、困っているよとか、あんまり進まないよとか、何か具体的にないものですか。

**五島保健体育課長** 部活動の競技にもよるとは思うのですが、指導者の確保というところ、あとは、指導者、活動場所、これに要する費用負担というところがあると伺っております。

**谷村委員** 指導者との連携というか、話合いが非常に大事だと思っているのですが、定期的にあるものですか。

**五島保健体育課長** 各中学校の部活動におきまして、顧問の先生ですとか部活動指導員さんと定期的な打合せは行っております。そこで情報共有して、適正な部活動運営につなげているということは伺っております。

**谷村委員** 私も、指導者の方から地域移行に向けて指導したいという話をちょこちょこ聞いたりもするのです。けれども、なかなか組織としてしっかりと構築できないとか、指導者側の立場を考えますと、練習場所をしっかりと確保できないとなかなか前に進まないといったこともよく聞いて

おります。そういったことに対して、もっと県としていろいろな支援も必要なのかなと感じます。あと、保護者側の意見とかも聞いていますと、現在、平日は部活動で、休日は地域移行だと。休日2日間のうち1日は、どちらの対象でもないので、保護者の間で独自で練習しているということで、組織が3つ出来上がって、取り組む生徒そして保護者も混乱しているところがあるということです。このまま令和7年度に向けて地域移行して、組織がしっかりできるのかなという不安を持っておられる方がたくさんおられます。3年間という、一生徒にしてみたら卒業してしまうとはいえ、兄弟がおられる方もいて、次の時代にしっかりと組織化して、いい環境で生徒たちがスポーツに取り組めることが大事だと思います。県としても、もう少し課題の本質を各市町村からしっかりと聞いて、まとめてほしい。指導者の方々とも連携を取りながら、環境をどのように整えていくか、組織をどうしていくかということ、もう少し県としても深入りしていただければ、現場の混乱が少しでも軽減されるかなと、そんな思いでいたものですから、こんな質問をさせていただきました。

今後そういう進め方をお願いしたいと思いますが、もし何かあれば最後をお願いします。

**五島保健体育課長** 先ほど申し上げました地域部活動検討委員会、これは来月の開催を予定しており、そのほかに、また別の会議、市町村との会議もございますので、今おっしゃっていただいた懸念、課題などについて、市町村から聞き取りするなどして対応したいと考えております。

**谷村委員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

**米原委員** 今日、教育警務委員の皆さんの御理解を頂きまして、このたび、国交省から富山県警本部長に御就任された

高木正人県警本部長に対して心から歓迎を申し上げたいと思います。

着任されて早々でありますけれども、富山県のイメージといたしますか、何か感じられたこともたくさんあるのではないかと思います。

昨今、非常に刑法犯が多いと思っております、これは極めて憂慮すべき状況なのかなと思います。こうしたことについても、これから県民の治安維持のために、本部長として様々な努力をしていかれるかと思いますが、感想と治安維持に向けた決意をひとつ、お尋ねをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**高木警察本部長** 7月16日付で富山県警察本部長として着任いたしました高木でございます。どうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

委員から富山県のイメージという御質問を頂きました。過去には学生のとくに富山県に訪れました。その際、スキー合宿で参ったわけですがけれども、長野県側から入って、目の前に広がる立山連峰、また雄大な自然とか黒部ダム、これは高さ的には日本最大のものでございますけれども、こういったスケールに圧倒されたと、強い印象を受けて東京に戻ったという記憶がございます。

また、7年前も富山駅周辺にも参るなど、何回か富山に伺っているという状況であります。

着任して1か月半余りというか、2か月弱でございますけれども、やはり当時と変わらない雄大な自然、実はこの間も行かせていただいたのですけれども、これに感動するとともに、非常に豊かな海や山の幸にも恵まれておりました、これ以外の点も含めて、本当に魅力的なすばらしい県だと感じているところであります。

また、職員の方々、あるいはほかの方も含めて、富山県

民の方といろいろ接しさせていただく中で、勤勉で進取の気性に富む方が多いなど、日々感じているところであります。

委員から御質問のありました治安維持に向けた決意ということでもありますけれども、近年、情報技術の進展であるとか生活様式がいろいろ変わるといったところもありまして、犯罪の手口が非常に巧妙化、また刻々と変わっているところでもあります。特に特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺、こういった被害件数とか被害額が急増しているという状況でございます。

私ども県警察といたしましては、部門横断的な対策を強化いたしまして、犯罪検挙とともに県民のディフェンス力を高めると、被害発生をなるべく食い止めるという取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、人口減少などの社会の変化に対応して、将来にわたって高い治安水準を確保できる強靱な組織体制の構築、これが重要であると考えております。現在進めております警察署の再編整備といった県警察の機能強化でありますとか人材育成・確保、こういった将来を見据えた取組などにも力を入れてまいり所存であります。

このほか、サイバー事案、また災害への対処能力の強化、要人警護の徹底など、様々な課題がございますけれども、これらについても全力で取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、抱負といたしますか、ちょっと総括的なことを述べさせていただきますと、富山県警察本部長として、まさに富山県民の安全・安心を確保するという重責に、着任時もうそですし、今も大変身が引き締まる思いでございます。これまで県警察が培ってきました実績などを前任者から受け継ぎながら、県警察の運営の基本でもあります日本一安全で安心して暮らせる富山の実現、これを目指しまして、

県警察の職員一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、様々な警察活動を効果的に進め、県民の安全・安心を確保していくためには、これは県民の皆様方の御理解、御支援が不可欠であります。引き続き委員の皆様をはじめとする県民の皆様方の御理解、御支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

**米原委員** 大変心強い御挨拶を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

今年は1月1日に能登で地震が発生しまして、その後、警察の人たちが現地の復旧・復興のため派遣されたことでありますとか、今までにない、治安だけではなくて様々な軽犯罪の増大であるとか、先ほど武田委員からも質問がありましたように、道路関係、交通事故だとか免許の関係だとかありますように、警察の業務の幅がどんどん広がってきているということでもあります。皆さん24時間体制で大変な御苦勞をいただいているなということ、日頃、本当に心から敬意、感謝申し上げているのであります。

どうかまた本部長を中心に、県民の安全・安心に向けて、しっかりと御尽力いただきますように、どうぞ富山県でしっかりとお仕事いただきたい。もう一つお願いいたしますと、国交省においでになったということでもありますので、先ほどの高島部長から答弁もありましたように、縦割り行政というのがずっと今日続いてきているわけですがけれども、道路だとか白線引きだとか交差点とか信号だとかというのは、これは明らかに国交省の関連の一つだと私は思っているのですね。したがって、本部長に一遍そういう状況について国交省へ伝えてもらって、できれば連携をして、両面で行かないと、全部縦割りだとそれが一つの形になってしまうということもあります。富山県から高木本部長が陣頭

に立って、国交省に、富山県からこういう提案があったと伝えてほしい。私は、先ほどの話を聞いて、ぜひ考えていただきたいなと思ったわけでございます。

相当の人脈があると聞いていますので、しっかりとそれを生かしていただければと思っております。健康に留意されまして御活躍いただきますようにお祈り申し上げます。ありがとうございました。

もう一点は、山崎警務部長が退任をされまして、伴野さんが御就任されました。本部長と警務部長とどうか連携をされまして、体を御自愛されまして、一層御活躍いただきますようにお祈り申し上げて、御挨拶と今日の委員会の締めとさせていただきたいと思っております。

**八嶋委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 2 陳情の審査

**八嶋委員長** 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承を願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。